



2023年4月20日

各 位

会 社 名 INTLOOP株式会社
代表者名 代表取締役 林 博文
(コード番号: 9556 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 内野 権
E-Mail ir@intloop.com

臨時株主総会招集のための基準日設定及び資本金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日（木）に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定及び付議議案について、決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2023年5月10日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会における議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基 準 日： 2023年5月10日（水）
- (2) 公 告 日： 2023年4月26日（水）
- (3) 公 告 方 法： 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.intloop.com/>

2. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 減資の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額 104,508,400円を54,508,400円減少して50,000,000円といたします。

② 減資の方法

発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 減資の日程（予定）

① 取締役会決議日	2023年4月20日（木）
② 債権者異議申述公告日	2023年5月31日（水）（予定）
③ 臨時株主総会決議日	2023年6月22日（木）（予定）
④ 債権者異議申述最終期日	2023年6月30日（金）（予定）
⑤ 減資の効力発生日	2023年7月1日（土）（予定）

(4) 今後の見通しについて

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

また、本件は、2023年6月22日（木）開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上